

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称
自然と共生した快適な地域づくり計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称
大分県、佐伯市

3. 地域再生計画の区域
佐伯市の全域

4. 地域再生計画の目標

佐伯市は大分県の南東部に位置し、番匠川下流域の平野部を中心とした市街地と、西部の山間部地域、東部の海岸部地域に大きく区分され、山、川、海といった多様かつ豊かな自然資源を有している。佐伯の自然をこよなく愛した明治の文豪国木田独歩が「源叔父」、「春の鳥」など、佐伯を題材にした作品を発表するほど、美しい自然景観をなしており、地域の人々の誇りとなっており、農林水産業は本市の基幹産業の一つとなっている。さらに、市の中心部は日本の道百選にも選ばれた「歴史と文学の道」、梅牟礼城や佐伯（鶴屋）城などの城跡があるほか、中世から近代への地域文化を伝えるものが数多く保存されている。

また、本市西部の山間部地域は河川の豊かな清流と森林を生かした親水公園、森林公園、キャンプ場等があり、人々が自然とふれあうことができる観光・レクリエーションの場として大きな役割を担っている。

しかし、本市西部地域では県道や主要な市道等の整備は進められてはいるものの、これら県道へアクセスする道路や各集落間を結ぶ市道は幅員3m程度と狭小の路線が多く、地域における交通の円滑化に支障を来しているため、これら市道の整備が必要となっている。

また、この地域の主要な産業の一つである林業についてみると、木材価格の低下や担い手の不足等により、生業としての林業にのみならず、森林保全活動もままならない状況にあり、この地域の大きな課題となっている。このため、森林の適切な維持・管理と木材の搬出を容易にし、特用林産物の生産性を向上させるため、林道の整備を進める必要がある。

このことから、地域再生基盤整備交付金を活用し、「地域の人々の誇り」となっている美しい自然景観を生かしつつ、地域における交通の円滑化及び林

業の振興を図る。

また、平成20年に予定されている東九州自動車道佐伯IC（仮）の開通にあいまって、さらなる地域間の連携・交流を推進し、農林業の振興、観光ネットワークの構築及び住民による地域おこしイベント等の開催を支援、また協働することにより交流人口の拡大を図り、「自然と共生した快適な地域づくり計画」をテーマに地域の再生を図る。

（目標1）一体的な交通体系の整備

・ 中心市街地（都市部）と周辺地域とのアクセス改善

（中心部から周辺地域へ5分以内短縮）

（目標2）市道、林道整備による拠点施設へのアクセス改善

・ 市道、林道整備により市内中心部と域内観光等拠点施設とのアクセス改善

（集落から振興局等拠点施設へ5分以内短縮）

（市内中心部から域内観光等拠点施設へ3分以内短縮）

（目標3）農林業の振興

・ 間伐や植林などの森林整備実施面積の2%増加

・ 花き等の施設栽培面積の2%増加

（目標4）観光ネットワークの構築及びイベント等の開催の支援による交流人口の拡大

・ 交流人口を2万人から2.6万人に増加

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

山間部の「市道上津小野線」、「市道櫛の木河尻線」、「市道喜太郎椿原線」、「市道南部線」、「市道横手線」、「市道下口千又線」を一体的に整備することにより、市内中心部や森林へのアクセスを確保し、さらに、「市道上黒沢線」及び国道217号線と浅海井駅を結ぶ「市道浅海井地下線」の拡幅改修を行うことにより、地域住民の生活利便性の向上を図る。

また、地域の林業を振興し、未整備森林を解消するため積極的な間伐等の実施や「林道葛葉西山線」、「林道大刈野線」の集中的な整備を行うことにより、森林へのアクセスを確保し、森林施業の効率化及び基盤整備を図る。

5 - 2 法第四章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続きを了している。なお整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

「市道」；道路法に規定する市町村道に次のとおり認定済み。

- ・市道 上津小野線 平成 2年 3月12日認定
- ・市道 檜の木河尻線 昭和41年12月27日認定
- ・市道 喜太郎椿原線 平成10年12月18日認定
- ・市道 南部線 昭和49年 4月20日認定
- ・市道 横手線 昭和55年 3月10日認定
- ・市道 下口千又線 昭和55年 3月10日認定
- ・市道 上黒沢線 昭和50年 6月19日認定
- ・市道 浅海井地下線 平成14年 2月15日認定

「林道」；森林法による大分南部森林計画（平成11年樹立）に路線を記載。

- ・林道葛葉西山線 平成17年4月1日 大分県南部森林計画
- ・林道大刈野線 平成17年4月1日 大分県南部森林計画

[施設の種類の種類（事業区域）、事業主体]

- ・市道（佐伯市）佐伯市
- ・林道（佐伯市）大分県

[事業期間]

- ・市道（平成18年度～平成22年度）
- ・林道（平成18年度～平成22年度）

[整備量及び事業費]

- ・市道 4.56 k m 林道 3.35 k m
- ・総事業費 1,628,000 千円（うち交付金 814,000 千円）
（内訳）市道 1,058,000 千円（うち交付金 529,000 千円）
林道 570,000 千円（うち交付金 285,000 千円）

5 - 3 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「自然と共生した快適な地域づくり」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

まちづくり交付金事業（H16～H20）を活用し、住民参加のまちづくり協議会を開催しながら市道新屋敷線外を景観整備し、市中心市街地活性化を図る。

街なみ環境整備事業（H17～H26）を活用し、道路の景観整備や住宅等の修景を図り、市中心部山際周辺地区の歴史的街なみの景観形成を図る。

全国都市再生モデル調査事業を活用し、社会実験として「佐伯まちなか夢市場～豊後舟盛祭から」を開催しアンケート調査等を実施することで、今後のし、市中心部大手前地区の再生策を講じる。

県単独道路改良事業を活用し、県道赤木吹原佐伯線の改築を進める。

下刈りや間伐等を積極的に行うほか、林間広場等の整備を行い、地域住民の生活環境を改善し住民の定住化の促進を図る。

地域ボランティア活動による農林業の支援を促進し、地域と一体となった再生策を講じる。

商工会等によるイベントを支援し、地域と一体となった再生策を講じる。

6. 計画期間

平成18年度～平成22年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、関係部署において、毎年必要な調査を行い状況を把握し、達成状況の評価、改善すべき事項の検討を行うこととする。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし。